第Ⅱ章　検査の結果

実地検査の風景

（新型コロナウイルス感染拡大前に撮影）

第１節　令和３年度決算検査報告

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて令和３年度決算検査報告を作成し、令和4年11月7日、これを内閣に送付しました。

§　1　検査結果の大要

1　検査報告掲記事項の概況

令和３年度決算検査報告に掲記した事項等の**総件数は310件**で、このうち、**適切とは認められない事態の記述（指摘事項）は306件**、これに対する指摘金額(注1)の**合計額は455億2351万円**となっています（このほかに問題があるとして取り上げた事態に係る背景金額(注2)があります。）。上記310件の内訳を**事項等別**に示したものが図表Ⅱ-1です。

図表Ⅱ-1 事項等別検査結果

事　　項　　等	件数	指摘金額
	件	円
・不当事項注(1)	265	104億3136万
・意見を表示し又は処置を要求した事項注(2)	19注(7)	327億9222万
・本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項注(3)	22注(7)	23億8959万
指摘事項　計	306	455億2351万注(8)
・国会及び内閣に対する報告（随時報告）注(4)	1	
・国会からの検査要請事項に関する報告注(5)	1	
・特定検査対象に関する検査状況注(6)	2	
合　　計	310	

注(1)　不当事項　　検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
注(2)　意見を表示し又は処置を要求した事項　　会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
注(3)　本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項　　本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項
注(4)　国会及び内閣に対する報告（随時報告）　　会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
注(5)　国会からの検査要請事項に関する報告　　国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
注(6)　特定検査対象に関する検査状況　　本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況
注(7)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件あります。
注(8)　「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除していますので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しません。

（注1）　指摘金額　　租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。なお、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがありますが、上記のように様々な事態を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いておりません。
（注2）　背景金額　　検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていません。

令和３年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数のうち、**適切とは認められない事態の記述（指摘事項）306件**を**省庁等別**に示したものが図表Ⅱ-2です。図表Ⅱ-2の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が1件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が1件、「特定検査対象に関する検査状況」が2件あり、これらを含めた掲記件数は310件です。

図表Ⅱ-2 省庁等別検査結果

(収)：収入に関するもの、(支)：支出に関するもの、(外)：収入支出以外に関するもの、(　)書きの金額：背景金額

事項 ＼ 省庁等	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計	
	件数	金額	件数	金額[注(1)]	件数	金額[注(1)]	件数	金額[注(1)]
	件	円	件	円	件	円	件	円
国会（衆議院）					(支) 1[注(6)]	956万 (2億2349万)	(支) 1[注(6)]	956万 (2億2349万)
国会（参議院）					(支) 1[注(6)]	732万 (2億0107万)	(支) 1[注(6)]	732万 (2億0107万)
国会（国立国会図書館）					(支) 1[注(6)]	301万 (1億7941万)	(支) 1[注(6)]	301万 (1億7941万)
内閣府（内閣府本府）	(支) 9	2億3598万	(支) 1[注(2)]	[注(2)]	(支) 1	4306万	(支) 11[注(2)]	2億7904万[注(2)]
総務省	(支) 17	4億2051万	(支) 1[注(2)、注(6)]	7億3061万[注(2)] (2兆7311億1621万)			(支) 18[注(2)、注(6)]	11億5112万[注(2)] (2兆7311億1621万)
法務省					(支) 1	6億9854万	(支) 1	6億9854万
外務省			(支) 1	(1830万)			(支) 1	(1830万)
財務省	(収) 1	1億6217万			(収) 1	(13億1891万)	(収) 2	1億6217万 (13億1891万)
文部科学省	(支) 25	2億6593万	(支) 1	9億1706万			(支) 26	11億8299万
厚生労働省	(収) 2 (支) 144	16億0166万 67億3056万[注(4)]	(支) 5	5億3117万 (16億9348万) (3億8426万)	(支) 1	4300万[注(4)]	(収) 2 (支) 150	16億0166万 72億6173万[注(4)] (16億9348万) (3億8426万)
農林水産省	(支) 20	2億2120万[注(4)]	(支) 5	50億8143万[注(4)] (39億2191万) (4646億3666万)	(支) 1[注(6)]	3億9575万 (44億3818万)	(支) 26[注(6)]	56億5172万[注(4)] (39億2191万) (4646億3666万) (44億3818万)
経済産業省	(支) 5	2718万	(支) 1[注(3)] (外) 1	[注(3)] 15億4847万			(支) 6[注(3)] (外) 1	2718万[注(3)] 15億4847万
国土交通省	(支) 21	4億1851万	(支) 2	2億6707万	(支) 3[注(5)] (外) 1[注(5)]	7922万 (2445万) (1億4160万)	(支) 26[注(5)] (外) 1[注(5)]	7億6480万 (2445万) (1億4160万)
環境省	(支) 8	1億7890万					(支) 8	1億7890万
防衛省	(支) 4	6100万			(支) 4	4億9745万	(支) 8	5億5845万
日本私立学校振興・共済事業団	(支) 4	2368万					(支) 4	2368万
東日本高速道路株式会社					(支) 1[注(6)]	530万 (8119万)	(支) 1[注(6)]	530万 (8119万)
中日本高速道路株式会社					(支) 1[注(6)]	3047万 (3410万)	(支) 1[注(6)]	3047万 (3410万)
西日本高速道路株式会社					(支) 1	(5542万)	(支) 1	(5542万)
国立研究開発法人国立環境研究所			(支) 1	4325万			(支) 1	4325万
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	(収) 1	5116万					(収) 1	5116万

事項 省庁等	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計	
	件数	金額	件数	金額[注(1)]	件数	金額[注(1)]	件数	金額[注(1)]
	件	円	件	円	件	円	件	円
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(支) 1	1430万					(支) 1	1430万
独立行政法人中小企業基盤整備機構			(外) 1[注(3)]	217億8227万[注(3)]			(外) 1[注(3)]	217億8227万[注(3)]
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構					(外) 1	(305億2249万)	(外) 1	(305億2249万)
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(外) 1	176万			(支) 1	1300万	(支) 1 (外) 1	1300万 176万
独立行政法人住宅金融支援機構			(外) 1	18億9089万			(外) 1	18億9089万
国立大学法人東北大学	(外) 1	1272万					(外) 1	1272万
国立大学法人東京農工大学					(支) 1	5億3733万	(支) 1	5億3733万
国立大学法人信州大学					(支) 1	2658万	(支) 1	2658万
国立大学法人神戸大学	(支) 1	406万					(支) 1	406万
合計	(収) 4 (支) 259 (外) 2 計 265	18億1500万 86億0186万[注(4)] 1448万 104億3136万[注(4)]	 (支) 17[注(2)、注(3)] (外) 3[注(3)] 計 19[注(2)、注(3)]	 75億7059万[注(4)] 252億2163万 327億9222万[注(4)]	(収) 1 (支) 20[注(5)] (外) 2[注(5)] 計 22[注(5)]	 23億8959万[注(4)] 23億8959万[注(4)]	(収) 5 (支) 296[注(2)、注(3)、注(5)] (外) 7[注(3)、注(5)] 計 306[注(2)、注(3)、注(5)]	18億1500万 184億7239万[注(4)] 252億3611万 455億2351万[注(4)]

注(1)　背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていません。
注(2)　内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上しています。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除しています。
注(3)　経済産業省のうち支出に関する1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の収入支出以外に関する1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上しています。また、件数は、支出と収入支出以外のそれぞれで計上していますが、その合計に当たっては、重複分を控除しています。
注(4)　「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①過剰木材在庫利用緊急対策事業に関するもの)と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(②人材開発支援助成金及びキャリアアップ助成金に関するもの)があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しません。
注(5)　国土交通省のうち1件は支出と収入支出以外の両方に関するものであり、それぞれで件数を計上しています。また、件数の合計に当たってはその重複分を控除しています。
注(6)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件あります。

第Ⅱ章

令和３年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数のうち、**適切とは認められない事態の記述(指摘事項)306件を態様別**に示したものが図表Ⅱ-3です。図表Ⅱ-3の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が1件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が1件、「特定検査対象に関する検査状況」が2件あり、これらを含めた掲記件数は310件です。

なお、(　)書きの金額は、背景金額です。

図表Ⅱ-3　態様別検査結果

事項＼態様	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項		計		
	件数	金額	件数	金額注(1)	件数	金額注(1)	件数	金額	割合
	件	円	件	円	件	円	件	円	%
租税	1	1億6217万			1	(13億1891万)	2	1億6217万	0.4
予算経理	1	1272万			3	12億6245万	4	12億7517万	2.8
工事	4	2497万	1	(4646億3666万)	4	3億7137万 (8119万) (3410万) (5542万)	9	3億9634万	0.9
工事・物件					1	3111万	1	3111万	0.1
工事・補助金					1	4811万	1	4811万	0.1
物件	2	7171万			2	7293万	4	1億4464万	0.3
物件・役務					3	1989万 (2億2349万) (2億0107万) (1億7941万)	3	1989万	0.0
役務	11	1億3388万	2	2億6064万	3	1億4498万	16	5億3950万	1.2
保険	4	2億4644万	1	(16億9348万)	1	4300万	6	2億4644万注(2)	0.5
保険・その他	1	14億5833万	1	3億1719万			2	17億7552万	3.9
医療費	1	1億1087万					1	1億1087万	0.2
補助金	221	77億5934万	8	69億2257万 (2兆7311億1621万) (3億8426万)	1	3億9575万 (44億3818万)	230	150億3100万注(2)	33.0
補助金・その他			1	(39億2191万)			1		0.0
貸付金			2	236億7316万			2	236億7316万	52.0
不正行為	2	657万					2	657万	0.0
その他	17	4億4432万	3	16億1866万 (1830万)	2	(1億6605万) (305億2249万)	22	20億6298万	4.5
合計	265	104億3136万	19	327億9222万	22	23億8959万	306	455億2351万注(2)	100.0

注(1)　背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていません。
注(2)　「保険」には「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものと、「補助金」には「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しません。
注(3)　「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件あります。

2　施策分野別・観点別の指摘事項一覧

会計検査院は、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、情報通信、租税など、あらゆる分野にわたって多角的な検査を行い、その結果を検査報告に掲記しています。

施策分野ごとの指摘事項等を各観点に沿って整理すると次のとおりとなっています。複数の施策分野に関連する案件は関連する施策分野を［　］書きで示し、各案件の掲載ページは右端の(　)書きで示しています。

社会保障関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)の交付が過大　(内閣府(内閣府本府))　(80)
・子ども・子育て支援交付金(延長保育事業に係る分)の交付が過大　(内閣府(内閣府本府))　(81)
・子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大　(内閣府(内閣府本府))　(82)
・子どものための教育・保育給付交付金の交付対象事業費の精算が過大　(内閣府(内閣府本府))　(83)
・労働保険の保険料の徴収額が過不足　(厚生労働省)　(106)
・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収額が不足　(厚生労働省)　(107)
・新型コロナウイルス感染症に感染した入国者に係る入院費の支払に当たり、支払う必要のない消費税相当額を含めていたため、医療機関への支払が過大　(厚生労働省)　(108)
・建設労働者雇用支援事業の委託費の算定に当たり、研修や講習の受講者数が正しく報告されていなかったため、委託費の支払額が過大　(厚生労働省)　(109)
・就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の委託費の算定に当たり、委託事業に従事していない日数を委託事業の従事日数に含めてキャリアコンサルタントの人件費相当額を算定するなどしていたため、委託費の支払額が過大　(厚生労働省)　(111)
・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が不適正　(厚生労働省)　(112)
・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正　(厚生労働省)　(113)
・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が不適正　(厚生労働省)　(114)
・医療費に係る国の負担が不当　(厚生労働省)　(115)
・医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の交付が過大　(厚生労働省)　(116)
・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に係る分)の交付が過大　(厚生労働省)　(117)
・国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大　(厚生労働省)　(122)
・後期高齢者医療制度の財政調整交付金の交付が過大　(厚生労働省)　(124)
・国民健康保険の財政調整交付金の交付が過大　(厚生労働省)　(125)
・児童保護費負担金(児童入所施設措置費等国庫負担金に係る分)の精算が過大　(厚生労働省)　(127)
・生活扶助費等負担金等の交付が過大　(厚生労働省)　(128)
・障害児入所給付費等負担金の交付が過大　(厚生労働省)　(129)
・介護給付費負担金の交付が過大　(厚生労働省)　(131)
・介護保険の財政調整交付金の交付が過大　(厚生労働省)　(131)
・介護給付費に係る国の負担が不当　(厚生労働省)　(133)
・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当　(厚生労働省)　(136)
・障害児通所給付費に係る国の負担が不当　(厚生労働省)　(136)

(イ) 処置要求事項(34条)

・障害児通所支援事業所における児童指導員等加配加算の算定について　(厚生労働省)　(138)

(ウ) 処置要求事項(34条・36条)

・雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給に関する事後確認の実施について　(厚生労働省)　(140)

(エ) 処置済事項

・代理人等に関する不正受給情報に基づくキャリアアップ助成金等の不正受給の有無の確認について　(厚生労働省)　(152)

イ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

(ア) 意見表示事項(36条)

・雇用調整助成金に係る支給額の算定方法について　(厚生労働省)　(143)

(イ) 処置要求事項(36条)

・生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について　［情報通信］(厚生労働省)　(147)

・施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について　［公共事業］（厚生労働省）（150）

教育及び科学技術関係

ア　主に正確性の観点から検査を行ったもの

不当事項

・国立大学法人等業務実施コスト計算書の作成に当たり、国からの運営費交付金を財源として取得した固定資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかったため、財務諸表の表示が不適正　（（国）東北大学）（275）

イ　主に合規性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・国立大学法人情報機器整備費補助金の交付が過大　［情報通信］（文部科学省）（97）
・私立学校施設整備費補助金（ICT活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業）の交付が過大　［情報通信］（文部科学省）（98）
・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付が過大　［情報通信］（文部科学省）（99）
・学校施設環境改善交付金の交付が過大　（文部科学省）（100）
・義務教育費国庫負担金の交付が過大　（文部科学省）（102）
・私立大学等経常費補助金の経理が不当　（日本私立学校振興・共済事業団）（252）
・電源設備の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、工事の目的不達成　（（国）神戸大学）（278）

(イ) 処置済事項

・随意契約における見積書の入手方法等について　（（国）東京農工大学、（国）信州大学）（276）

ウ　主に経済性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・環境調査研修所の管理及び運営の業務に係る請負契約において、契約金額の算定の前提となっている業務量と実際の業務量に著しい差異が生じていたのに、契約金額を減額する契約変更を行わなかったため、契約金額が過大　［環境及びエネルギー］（環境省）（230）

(イ) 処置要求事項（34条）

・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）における生化学検査等の業務に係る契約について　［環境及びエネルギー］（（国研）国立環境研究所）（256）

エ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

意見表示事項（36条）

・家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の使用状況について　［情報通信］（文部科学省）（104）

公共事業関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等の交付が過大　（文部科学省）（101）
・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外　［農林水産業］（農林水産省）（158）
・食肉処理加工施設の施工が不適切　［農林水産業］（農林水産省）（162）
・シールドトンネル工事の実施に当たり、設計図書において出来形管理値を定めておらず、設計が適切でなかったため、回転によるずれが生ずるなどしていて、ジェットファンを取り付けることができない状況となっており、工事の目的不達成　（国土交通省）（194）
・根固工の設計が不適切　（国土交通省）（196）
・ポンプゲートの躯体の設計が不適切　（国土交通省）（198）
・制御盤の設計が不適切　（国土交通省）（200）
・防雪柵の設置に係る設計が不適切　（国土交通省）（201）
・ガードレール及びブロック積擁壁の設計が不適切　（国土交通省）（203）
・擁壁の設計が不適切　（国土交通省）（205）
・交付額の算定が適切でなかったため、交付金の交付が過大　（国土交通省）（208）
・補助対象事業費の算定が適切でなかったため、補助金の交付が過大　（国土交通省）（209）
・公営住宅の家賃の低廉化に係る事業費の算定が不適切　（国土交通省）（212）
・水路工の設計及び施工が不適切　（国土交通省）（215）
・循環型社会形成推進交付金事業の建築物等の整備に要した費用が交付対象外など　［環境及びエネルギー］（環境省）（231）
・再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切　［環境及びエネルギー］（環境省）（233）
・鋼製階段の設置に係る設計が不適切　［環境及びエネルギー］（環境省）（235）

(イ) 処置要求事項（34条・36条）

・空き家対策事業における空き家等の除却等について　（国土交通省）（219）

イ　主に経済性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・汚泥量調整機構の設置に係る計画が不適切　［農林水産業］（農林水産省）（163）
・庁舎の取壊し等の工事の実施に当たり、設計数量の算出を誤っていたため、契約額が割高　（国土交通省）（193）
・通信線等の移設に係る補償費の算定が不適切　（国土交通省）（207）
・都市計画道路の整備に係る用地費の算定が不適切　（国土交通省）（210）
・下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大　（国土交通省）（213）

・電気通信設備工事に係る機器管理費の積算が過大（国土交通省）(214)
・工事の一時中止に伴う増加費用について、小型機械等の損料等の算定がガイドライン等に基づき適正に行われていなかったため、契約額が割高（(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構）(260)

(イ) 処置済事項

・河道掘削に伴う建設発生土について（国土交通省）(222)
・合同庁舎に入居している特別地域気象観測所における非常用電源の整備事業について（国土交通省）(227)
・受注者の責めに帰することができない事由等により工事を施工できない場合の工事の一時中止に伴う増加費用について（東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)）(253)

ウ　主に効率性の観点から検査を行ったもの

(ア) 処置要求事項(36条)

・農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について［農林水産業］(農林水産省）(177)

(イ) 処置済事項

・河川管理施設における耐震性能について（国土交通省）(224)

エ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

(ア) 処置要求事項(36条)

・施設整備補助金により社会福祉施設等に整備した非常用設備等の耐震性の確保の状況について［社会保障］(厚生労働省）(150)
・国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について［農林水産業］(農林水産省）(180)

(イ) 処置済事項

・高速道路に設置された自動軸重計の計測結果に基づく権限代行による指導取締りについて（(独)日本高速道路保有・債務返済機構）(266)

防衛関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

不当事項

・弾薬等技術支援の請負契約において、仕様書等で指定していた業務内容に対して実際に実施された業務内容が下回っていたのに、契約の変更を適切に行うことなく、契約額をそのまま支払（防衛省）(240)

イ　主に経済性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・衛星画像のデータを利用する契約において、利用データ量を追加するに当たり、利用データ量を切り替える経済的な変更契約ではなく別途に契約を締結したため、契約額が過大［情報通信］(防衛省）(239)

(イ) 処置済事項

・建設工事に係る工事の積算に計上される道路清掃員費について（防衛省）(241)
・各駐屯地等における給食業務等の部外委託に係る予定価格の積算について（防衛省）(243)
・04式空対空誘導弾等のキャプティブ弾の調達について（防衛省）(245)
・修理に要する期間を保証するPBL契約について（防衛省）(247)

ウ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

不当事項

・陸自クローズ系クラウドシステム用の端末等の不足分を補完するために借り上げていた陸自指揮システム用の端末等について、各部隊等が使用するために必要な設定を行っておらず倉庫等に保管するなどしていて、端末等の不足分を補完するために使用されておらず所期の目的不達成［情報通信］(防衛省）(237)

農林水産業関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施に当たり、同事業以外に国からの助成を受けていて、補助対象外（農林水産省）(156)
・農業次世代人材投資資金の交付を受けた者が就農しなかったなどしていて補助対象外（農林水産省）(157)
・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外［公共事業］(農林水産省）(158)
・6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外［情報通信］(農林水産省）(159)
・漁業経営安定対策事業費補助金（水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業に係る分）により造成した基金を用いて実施した事業において、取得した漁船を目的外使用（農林水産省）(160)
・畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金により造成した基金を用いて実施した事業の補助対象事業費の一部が対象外（農林水産省）(161)
・食肉処理加工施設の施工が不適切［公共事業］(農林水産省）(162)
・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等の補助対象事業費の精算が過大（農林水産省）(167)
・農地利用最適化交付金の交付が過大（農林水産省）(168)

(イ) 処置要求事項(34条・36条)

・高収益作物次期作支援交付金事業の実施について（農林水産省）(169)

イ　主に経済性の観点から検査を行ったもの

不当事項

・汚泥量調整機構の設置に係る計画が不適切［公共事業］(農林水産省）(163)

ウ　主に効率性の観点から検査を行ったもの

(ア) 意見表示事項(36条)

・過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施について（農林水産省）(172)

(イ) 処置要求事項（36条）
・農業農村整備事業等における公共測量の手続の実施について　　　［公共事業］（農林水産省）（177）

エ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項
・水産業共同利用施設復旧支援事業で復旧した工場が稼働を停止していて補助の目的不達成　（農林水産省）（166）

(イ) 処置要求事項（36条）
・林業・木材産業改善資金貸付事業の運営について　（農林水産省）（174）
・国営更新事業に係る附帯施設の機能保全計画の策定状況等の把握等について　［公共事業］（農林水産省）（180）

(ウ) 処置済事項
・離島漁業再生事業の実施について（農林水産省）（183）

(エ) 検査要請事項
・農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について　（288）

(エ) 特定検査状況
・東京電力ホールディングス株式会社が実施する原子力損害の賠償及び廃炉・汚染水・処理水対策並びにこれらに対する国の支援等の状況について　（304）

ウ　主に有効性の観点から検査を行ったもの
意見表示事項（36条）
・独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が管理している取戻しが見込まれない鉱害賠償積立金の取扱いについて　（経済産業省）（190）

経済協力関係

主に有効性の観点から検査を行ったもの
意見表示事項（36条）
・政府開発援助の効果の発現について　（外務省）（91）

環境及びエネルギー関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの
不当事項
・循環型社会形成推進交付金事業の建築物等の整備に要した費用が交付対象外など　［公共事業］（環境省）（231）
・再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切　［公共事業］（環境省）（233）
・鋼製階段の設置に係る設計が不適切　［公共事業］（環境省）（235）
・委託事業で製作した機械装置等を試作品としていて、機構の取得財産としていなかったため、機構の資産売却収入が不足　（（国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構）（259）

イ　主に経済性の観点から検査を行ったもの
(ア) 不当事項
・環境調査研修所の管理及び運営の業務に係る請負契約において、契約金額の算定の前提となっている業務量と実際の業務量に著しい差異が生じていたのに、契約金額を減額する契約変更を行わなかったため、契約金額が過大　［教育及び科学技術］（環境省）（230）

(イ) 処置要求事項（34条）
・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）における生化学検査等の業務に係る契約について　［教育及び科学技術］（（国研）国立環境研究所）（256）

(ウ) 処置済事項
・プログラム作成等契約に係る積算価格における労務費の算出について　［情報通信］（（国研）日本原子力研究開発機構）（269）

中小企業関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの
(ア) 不当事項
・Go To Eat キャンペーンに係る食事券発行委託事業において、管理職の職員の人件費に係る時間単価の算定が適正でなかったため、委託費の支払額が過大　（農林水産省）（155）
・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の補助対象事業費の一部が対象外（経済産業省）（187）
・地域企業再起支援事業の実施に当たり、要件を満たしていない中小企業者が実施していて補助対象外　（経済産業省）（188）
・補助対象事業費の算定が適切でなかったため、中小企業経営支援等対策費補助金（商業・サービス競争力強化連携支援事業）の交付が過大　（経済産業省）（189）
・中小企業経営支援等対策費補助金（商店街活性化・観光消費創出事業）の交付を受けて実施した事業により整備した施設の一部を補助の目的外に使用　（経済産業省）（189）
・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金の補助対象事業費の精算が過大（経済産業省）（190）

(イ) 処置要求事項（34条・36条）
・Go To トラベル事業における取消料対応費用等の支払について　（国土交通省）（216）

イ　主に有効性の観点から検査を行ったもの
処置要求事項（36条）
・特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模について　（経済産業省、（独）中小企業基盤整備機構）（262）

情報通信関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

不当事項

・国立大学法人情報機器整備費補助金の交付が過大　[教育及び科学技術](文部科学省)　(97)

・私立学校施設整備費補助金(ICT活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)の交付が過大　[教育及び科学技術](文部科学省)　(98)

・公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の交付が過大　[教育及び科学技術](文部科学省)　(99)

・6次産業化市場規模拡大対策整備交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外　[農林水産業](農林水産省)　(159)

イ　主に経済性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・衛星画像のデータを利用する契約において、利用データ量を追加するに当たり、利用データ量を切り替える経済的な変更契約ではなく別途に契約を締結したため、契約額が過大　[防衛](防衛省)　(239)

(イ) 処置済事項

・プログラム作成等契約に係る積算価格における労務費の算出について　[環境及びエネルギー]((国研)日本原子力研究開発機構)　(269)

ウ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・陸自クローズ系クラウドシステム用の端末等の不足分を補完するために借り上げていた陸自指揮システム用の端末等について、各部隊等が使用するために必要な設定を行っておらず倉庫等に保管するなどしていて、端末等の不足分を補完するために使用されておらず所期の目的不達成　[防衛](防衛省)　(237)

(イ) 意見表示事項(36条)

・家庭学習のための通信機器整備支援事業により整備したモバイルWi-Fiルータ等の使用状況について　[教育及び科学技術](文部科学省)　(104)

(ウ) 処置要求事項(36条)

・生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について　[社会保障](厚生労働省)　(147)

(エ) 処置済事項

・災害により基幹LANへの接続が不可能となった場合に使用するDRシステムについて　(内閣府(内閣府本府))　(84)

租税関係

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

不当事項

・租税の徴収額に過不足　(財務省)　(93)

イ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

処置済事項

・総合課税方式による確定申告について　(財務省)　(95)

その他

ア　主に合規性の観点から検査を行ったもの

(ア) 不当事項

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業費の精算が過大など　(総務省)　(85)

・特別交付税の交付が過大　(総務省)　(86)

・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税の交付が過大　(総務省)　(88)

・職員の不正行為　(防衛省)　(241)

・職員の不正行為　((国研)日本原子力研究開発機構)　(269)

(イ) 処置済事項

・一括調達の運用ルールの対象とされている消耗品等の調達について　(国会(衆議院、参議院、国立国会図書館))　(78)

・刑事施設において繰越予算により実施する改修工事等について　(法務省)　(89)

(ウ) 処置要求事項(34条)及び意見表示事項(36条)

・証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等について　((独)住宅金融支援機構)　(271)

イ　主に有効性の観点から検査を行ったもの

(ア) 意見表示事項(36条)及び処置要求事項(36条)

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による商品券等の配布事業等の実施及び効果検証の実施等について　(内閣(内閣府本府)、総務省)　(249)

(イ) 随時報告

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について　(282)

ウ　その他会計検査上必要な観点から検査を行ったもの

特定検査状況

・新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について　(296)

(注)　(株)は株式会社、(国)は国立大学法人、(国研)は国立研究開発法人、(独)は独立行政法人の略称です。

不当事項、処置要求事項(34条)(会計検査院法第34条の規定による処置要求事項)、意見表示事項(36条)(会計検査院法第36条の規定による意見表示事項)、処置要求事項(36条)(会計検査院法第36条の規定による処置要求事項)、処置済事項、随時報告(国会及び内閣に対する報告(随時報告))、検査要請事項(国会からの検査要請事項に関する報告)、特定検査状況(特定検査対象に関する検査状況)の区分については、22ページ参照